

隙間

出展同意書

「隙間」運営者 御中

私（以下「エキシビター」といいます）は、以下の要項（以下「本要項」といいます）及び別紙「隙間」利用規約（以下「本規約」といいます）に定める条件に同意のうえ、本要項記載の展示に参加いたします。

要項

展示	展示名：「Functional drawing」 展示場所：「隙間」 〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-11-2 1F 展示期間：2022年12月10日～2022年12月18日 オープニングイベントを除き、展示期間中の営業時間は12:00-19:00
搬入設営・搬出期間	搬入設営：2022年12月5日～2022年12月7日 搬出：2022年12月19日～2022年12月20日
オープニングイベント	A. プライベートビューイング 日程：2022年12月9日 + B. アーティストディナー 日程：2022年12月8日
対価となる作品	作品名：Functional drawing 3 制作年：2022 作者：元木大輔 DDAA LAB 作品形式：Steel Frame, Electric Cord サイズ等：w110cm x d6cm x h80cm (cord: 10m)
その他	

2022年12月8日

エキシビター

氏名

元木大輔

株式会社 DDAA LAB



この利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ライコス（以下「当社」といいます）が運営するオルタナティブスペース「隙間」（以下「本スペース」といいます）において開催する展示に出展するアーティスト（以下「エキシビター」といいます）が展示を行うにあたっての利用条件等を定めるものです。エキシビターは、本スペースの利用に際して、本規約の内容を確認のうえ、全てに同意していただく必要があります。

第1条 (適用)

1. 本規約は、当社とエキシビターとの間の本スペースの利用に関する一切の關係に適用されます。
2. 当社は、本スペースの運用を踏まえ、本スペースに関する個別の規約やルール等を作成することができるものとします。これらの個別の規約等は、本スペース内又は当社のウェブサイト上に掲載するものとし、本規約の一部を構成するものとして適用されます。

第2条 (作品の展示)

1. エキシビターは、本要項「展示」記載の展示（以下「本展示」といいます）に参加し、本スペースにおいて作品の展示及び販売を行います。
2. エキシビターは、本展示にあたり、以下の業務を自身の費用負担及び責任において行います。
 - (1) 作品の制作
 - (2) 作品の搬入、設営及び搬出（本スペースの原状回復を含みます）
 - (3) 当社スタッフに対する本展示及び作品の説明
 - (4) 来場者対応、作品の販売（次項第4号の業務を除きます）
 - (5) 作品の購入者への配送（梱包や配送先での設置等を含みます）
 - (6) 販売後の作品に関する購入者対応
 - (7) 展示期間中の作品の保全や事故等に関する保険の付保
 - (8) その他別途当社との間で合意する業務
3. 当社は、エキシビターに対し、前項の展示及び販売に必要な範囲で本スペースを利用させるとともに、以下の業務を提供します。
 - (1) 展示期間中の常駐スタッフの在廊
オープニングイベントを除き、展示期間中は11:30-19:30在廊し、来場者対応を行います。
 - (2) 本展示のPR業務
DM、招待状等の印刷物やウェブサイトでの告知、プレスリリースの作成及び配信、インスタレーションビューの撮影等のPR業務を行います。具体的なPR業務の内容については、当社とエキシビターとの間で適宜協議いたします。エキシビターは、当社に対し、当該PR業務に必要な範囲で、作品又はエキシビターの情報、画像、プロフィール等を提供しこれを当社に利用させるものとします
 - (3) オープニングイベントの開催
本要項「オープニングイベント」記載のオープニングイベントを開催いたします。エキシビターは、以下のオープニングイベントのうち、「A及びB」又は「A及びC」を選択できるものとします。
 - A. プライベート・ビューイング
当社及びエキシビターの関係者、報道関係者、キーパーソンを対象としたプライベート・ビューイングのための終日イベント（12:00-20:00）です。当社のスタッフが本スペース及び本展示のコンセプトを説明するとともにエキシビターを紹介し、エキシビターは、本展示及び個別の作品について説明します。
 - B. アーティスト・ディナー
本スペースでの作品の中でのディナーイベントです。キーパーソンを繋ぎ、エキシビターを紹介し、本スペースのプロジェクトとそのゴールを共有するコミュニティを作ることを目的とします。当社のスタッフが本スペース及び本展示のコンセプトを説明するとともにエキシビターを紹介し、エキシビターは、本展示及び個別の作品について説明します。ディナーの費用も当社が負担します。
 - C. ワークショップ
エキシビターのキュレーションによるワークショップイベントです。エキシビターの制作において特に重要な技術やテクニックの紹介等を想定しています。材料費を含む費用を当社が負担しますが、当社の範囲内での実施となります。

(4) 作品の販売にかかる手続

当社は、作品の販売にかかる手続（購入者による書面記入の案内）及び請求書（入金期限は原則10日以内とします）の発行を行います。ただし、支払先はエキシビターの指定する金融機関口座とし、作品の売買代金のやり取りにつき、当社は関与いたしません。

(5) 販売証明書の発行

当社は、売買代金の支払い完了後、作品の購入者に対し、作品の販売証明を発行いたします

(6) その他別途エキシビターとの間で合意する業務

第3条 (対価)

1. エキシビターは、当社に対し、本スペースの利用（前条第3項に定める当社の業務を含みます）に関する対価として、本要項「対価となる作品」記載の作品（以下「対価作品」といいます）を当社に対して譲渡するものとします。
2. 本スペースにおいて作品を販売した場合でも、エキシビターは、前項に定める対価作品の譲渡以外に、当社に対して別途販売手数料等を支払う必要はありません。ただし、当社およびエキシビターが本展示にあたりエキシビターが支出することに合意した経費等については、この限りではありません。

第4条 (対価)

当社は、本スペースにおいて実施する本展示及び他のエキシビターの展示に関する回顧展（以下「回顧展」といいます）を実施する予定です。エキシビターは、当社が、当該回顧展において、対価作品、本展示又はエキシビターの写真、動画、音声等を以下のように利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。

- (1) 対価作品の展示
- (2) 対価作品を含む本展示の作品の写真、動画等の展示及び回顧展のPRのために必要な範囲での利用
- (3) エキシビターの肖像、氏名、プロフィール等の展示及び回顧展のPRのために必要な範囲での利用
- (4) その他別途合意する利用

第5条 (禁止行為)

1. エキシビターは、以下のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 法令等に違反する作品や商品等を展示、販売する行為
 - (2) 本スペースを本展示以外の目的で利用する行為
 - (3) 本スペースの利用権を第三者に譲渡又は貸与する行為
 - (4) 法令等又は公序良俗に反する目的、方法若しくは態様において利用する行為
 - (5) 当社又は第三者の権利又は利益を侵害する行為
 - (6) 火器、危険物の持ち込み又は本スペース内で使用する行為
 - (7) 近隣住民の迷惑となるような大音量を出す行為
 - (8) 本スペースの建物内外、付属設備を破損・汚損・紛失等する行為
 - (9) 本スペースの運営を妨害する行為
 - (10) 反社会的勢力等への利益供与、反社会的勢力等を本スペースに出入りさせる行為
 - (11) 本規約に違反する行為
 - (12) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
 - (13) 前各号の行為に該当するおそれがある行為
 - (14) その他、当社が不適切と判断する行為

第7条 (個人情報の取扱い)

当社によるエキシビター及び本展示の来場者等の個人情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシーの定めによるものとし、エキシビターは当該プライバシーポリシーに従って当社が個人情報を取扱うことについて同意するものとします。

第8条 (本規約の変更)

当社は、本スペースの運用を踏まえ、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上又は本スペースにおける掲示その他の適切な方法により周知し、又はエキシビターに通知します。ただし、法令上エキシビターの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でエキシビターの同意を得るものとします。

第9条 (連絡・通知)

1. エキシビターから当社に対する連絡又は通知及び当社からエキシビターに対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 当社が本要項記載の連絡先に連絡又は通知を行った場合、エキシビターは当該連絡又は通知を受領したものとみなします。

第10条 (契約上の地位の譲渡等)

エキシビターは、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第11条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第12条 (準拠法・管轄裁判所)

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上